

秋田県告示第683号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成28年12月27日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 (1) 処分をした年月日
平成28年11月29日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社関庄送
秋田市仁井田本町二丁目23番30号
代表取締役 関 千代春
秋田県知事許可（般-24）第80395号
- (3) 処分の内容
とび・土工工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
平成28年11月24日付けでとび・土工工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日
平成28年11月29日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社カネコー
秋田市太平八田字和岱57番地12
代表取締役 鈴木 幸男
秋田県知事許可（般-25）第80629号
- (3) 処分の内容
建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
平成28年11月28日付けで建築工事業及び大工工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日
平成28年12月1日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社A S Kテクノロジー
秋田市新屋松美ガ丘東町1番34号
代表取締役 柴田 聡
秋田県知事許可（般-25）第81156号
- (3) 処分の内容
とび・土工工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
平成28年11月29日付けでとび・土工工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日
平成28年12月1日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社木元技建
潟上市天王字上江川47番地1886
代表取締役 木元 角廣
秋田県知事許可（般-26）第40634号
- (3) 処分の内容
土木工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
平成28年11月29日付けで土木工事業及びとび・土工工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

- 5 (1) 処分をした年月日
平成28年12月2日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
松田建設
南秋田郡八郎潟町夜叉袋字後谷地253番地2
松田 勝次郎
秋田県知事許可（般-24）第40065号
- (3) 処分の内容
建築工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
平成28年12月1日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
- 6 (1) 処分をした年月日
平成28年12月6日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
合資会社東特建設
秋田市外旭川字八幡田420番地24
無限責任社員 石 黒 信 一
秋田県知事許可（般-24）第40009号
- (3) 処分の内容
土工事業及びとび・土工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
平成28年12月2日付けで土工事業及びとび・土工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。